

## 第2回新居浜市地域公共交通活性化協議会 議事録

○日 時 平成22年12月14日(火) 13:30～14:30

○場 所 新居浜市役所 2階 21会議室

○出席者 委員：石川勝行会長、星加勝一副会長  
八田康次委員、高橋昭雄委員、門田正孝委員、木村晃委員、  
黒川重男委員、上沖勝則委員(代理)、山口博丈委員、  
平田ヤエ子委員、三木ユリエ委員、石川剛史委員、矢野英司委員、  
永易大典委員、齋藤文克委員、濱田浩一委員 16人  
(欠席) 門屋和彦委員、砂田篤志委員  
事務局：佐々木経済部長、鴻上運輸観光課長(事務局長)  
桑原運輸観光課副課長、曾我部運輸観光課主査(出納員) 4人  
  
(傍聴者) 2人

### ○会議次第

1. 開 会
2. 報告事項
  - ・デマンドタクシー試験運行の準備状況について
3. 協議事項
  - ・新居浜市地域公共交通総合連携計画(案)について
4. その他
5. 閉 会

## 1. 開 会

### 【事務局】

定刻が参りましたので、ただいまから、第2回「新居浜市地域公共交通活性化協議会」を開催いたします。

本日の出席状況ですが、愛媛県バス協会の門屋委員と瀬戸内運輸労働組合の砂田委員さんは、欠席の連絡を頂いております。また、松山河川国道事務所からは、上沖委員さんの代理で、西条国道維持出張所長の倉本正樹様にご出席いただいております。どうかよろしく願いいたします。

また、本日の会議は、本協議会規約第8条第4項に基づきまして、公開とさせていただきます。事前に開催日時などを市民にお知らせして傍聴を認め、会議の開催結果についても、議事録などを公表することといたしておりますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

それでは、これより、会長の議事進行をお願いいたします。

## 2. 報告事項

### 【会長】

それでは、次第に従いまして、進行してまいります。

まず、デマンドタクシー試験運行の準備状況について、事務局から報告願います。

### 【事務局】

それでは、報告いたします。

まず、広報についてでございます。

市政日より12月号及び市ホームページにより、市内全世帯に試験運行の実施を広報しております。また、説明会については、新居浜市連合自治会理事会で全校区の連合自治会長さんに説明後、利用対象校区である多喜浜、中萩、大生院、船木校区の自治会長会において、各単位の自治会長さんに事業説明をいたしました。

その後、各単位自治会において、市政日より配布と合わせて、デマンドタクシーの利用登録依頼の回覧をまわしていただくとともに、各単位自治会等での説明会開催を検討して頂いております。今のところ、4自治会員を対象とする説明会を実施しております。その他、船木地域では社会福祉協議会支部の役員会にも説明に行かせていただき、民生委員さんにもご協力をお願いしております。

次に、登録状況についてでございます。

12月14日現在で、74世帯、133人の登録です。内訳では、多喜浜が56人、大生院・中萩が27人、船木は50人です。なお、登録証は明日、12月15日に納入予定ですので、年内に登録証が届くよう事務を行う予定です。

昨年度の意向調査では、ぜひ利用したいと答えていただいた世帯が、調査した1,498世帯中329世帯ありましたので、それと比較してもまだ22%程度の登録率であります

ことから、今後も増えていくものと思っていますし、この数字は早くクリアしたいと思っています。やはり単位自治会での説明会などを実施した地域は多くの方が登録されていますので、引き続き自治会などと協働して説明会実施を行いたいと考えております。

次に、予約センターについてでございます。

既に、専用電話設置工事が完了しました。回線は二つで、一つは予約専用電話機、二つ目は、センターから各タクシー事業者への連絡用で、FAX 複合機を設置いたしました。予約の電話番号は、37-8801 番と決定しております。

次に、運行事業所の乗合事業申請についてでございます。

現在、道路運送法に基づく乗合許可申請は、東雲タクシー、光タクシー、中萩タクシーの3社が申請中です。使用する車両は、それぞれ3~4台の車両を登録予定で、運行の際には、資料にありますようなマグネット式の標識を車両の両側面に貼って運行して頂く予定です。標識のデザインにつきましては、前回の資料にもつけていたが、運輸局との調整により、変更しておりますので、ご了承ください。

#### 【会長】

只今の報告内容につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

#### 【委員】

登録の申し込みですが、市役所への提出は、個人でFAXとかを使っての提出が多いのか、それとも自治会単位とかで、ある程度まとめて提出するのが多いのか、そのあたりは、どうですか。

#### 【事務局】

いまのところは、半々ぐらいです。自治会長さんや、近くの方が持ってきて頂いたり、公民館の主事さんが持ってきて頂いたりしているのが半数ぐらいと、残りの半数は、個人個人がFAXや、市役所に来て頂いての提出となっています。

#### 【会長】

他に御質問、ご意見がないようでしたら、協議事項に移らせていただきます。

### 3. 協議事項

#### 【会長】

それでは、新居浜市地域公共交通総合連携計画（案）について、事務局から提案願います。

（資料2に基づいて事務局が説明）

#### 【会長】

只今の提案につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

#### 【委員】

まず一点目は、登録の台数が各エリアで3台から4台という話があったと思うのですが、7ページのほうでは、運行台数は、それぞれのエリアで、川東エリアで1台、上部東エリアで1台、上部西エリアで2台となっていますが、この違いというのは、登録したのは、3台とか4台なのだけれども、実際に運行するのは、各エリアで1台とか2台という理解でよろしいのでしょうか。

#### 【事務局】

そうです。運輸局への許可申請をしております車両台数が各社3台から4台ということですが。実際に運行するのは、3台から4台の中で、川東と上部東エリアが1台、上部西エリアでは2台が運行するということです。

#### 【委員】

そうであるのなら、エリア内ではドアツードアで、エリア外では新居浜駅までという形をとるということになると思うのですが、セダンで4人乗りならば、1番目の人がエリア内を運行し、2番目に申し込んだ人もエリア内で、3番目に申し込んだ人がエリア外の駅まで行ってください、4番目の人がエリア内までという順番で、同じタクシーに乗った場合は、最高15分以内で乗れるという文面があったと思うのですが、これは可能なのですか。

#### 【事務局】

今、おっしゃられたように、予約センターにはそのような電話かかってくる可能性がございます。今の例でございましたら、新居浜駅が一番遠いという事になりますので、新居浜駅で降りていただくのが、4番目ということにいたします。運行の順番は、一番効果効率的な順番で運行していただくということを考えております。

#### 【委員】

わかりました。それは、誰が、どちらで、どのようにルートを考えるのですか。

**【事務局】**

予約センターを、新居地区旅客自動車協働組合の事務所の中に、現在、設置準備中  
でございます。市民の方からの電話は、予約センター内の専用電話にかかってきます。  
オペレーターがいて、予約を受け付ける形でございます。先ほどの例のような電話が  
市民の方から4件あった場合は、予約センターから、タクシー事業者さんに運行依頼  
という形で連絡をいたしますので、その段階で、予約センターの方で、運行順を決め  
ていただいて、タクシー事業者に依頼をしていただければ、スムーズに行くのではな  
いかと考えております。その点につきましては、タクシー組合さんと協議中という段  
階でございます。

**【委員】**

運行ルートというのは、その時、その時で柔軟に対応されるということですか。3  
00m圏内というのが書いてありましたので、イメージとしては、基本ルートがあっ  
て、その近くまで、ご本人に出て来て下さいねというイメージだったのですが、そう  
ではなくて、柔軟に対応しながら、ニーズにあった運行をするという理解でよろしい  
のでしょうか。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

例えば、荷内、阿島の方から、住友別子病院に行こうと思う時に、どれくらいの料  
金になりますか。

**【事務局】**

荷内、阿島からでしたら、川東エリアになります。例えば、新居浜駅まで、デマン  
ドタクシーをご利用いただきますと、片道500円ということになります。新居浜駅  
から、例えば、瀬戸内バスを利用していただくということになりましたら、運賃が3  
00円程度だったと思いますので、片道800円程度ということになるかと思いま  
す。

**【委員】**

それは、4人で乗って、みんな同じ所で降りた場合、4人とも同じ金額がかかるの  
ですね。

**【事務局】**

そうですね。1人800円です。

**【委員】**

予約は一週間前からですね。これは、元気な人は、あまり利用できないと思います。

**【会長】**

いろいろやらせていただいて、問題点を考えていきたいと思います。

**【委員】**

運行については、タクシー業者さんでやられますが、新居浜駅の構内の使用をすることについては、JRさんに許可を取っているのですか。

**【事務局】**

今回のデマンドで、新居浜駅を使わせていただくことに関しては、JRさんとも、協議済でございます。

**【会長】**

この計画書は、国へ提出して承認をうけるのですか。

**【事務局】**

現在の法律に基づいて、この連携計画案を協議していただいております。現在のところ、パブリックコメントの後、本協議会で再度ご協議をいただいて、新居浜市として連携計画を最終決定させていただき、それを国に提出するという流れになります。

**【委員】**

運行が始まった場合に、利用状況などは、ホームページで見れるようになるのですか。

**【事務局】**

ホームページでも色々な情報提供をすべきだと思っていますので、その点については、また検討させていただきたいと思っています。

**【会長】**

他に御質問、ご意見がないようでしたら、本日の新居浜市地域公共交通総合連携計画（案）を素案としまして、事務局から説明がありましたように、1月4日から28日まで公開して市民の意見を募集することでよろしいでしょうか。

（各委員承認）

ご異議がございませんようですので、そのように決定とさせていただきます。

#### **4. その他**

##### **【会長】**

続きまして、「その他」に移りたいと思います。どのようなことでも構いませんので、各委員の皆様方から、何かご意見や参考になるようなことがございましたら、ご発言をお願いしたらと思いますが、よろしく願いいたします。

##### **【委員】**

年齢に関係なく、子供でも、おじいちゃん、おばあちゃん、学生でも利用できるのですか。

##### **【事務局】**

利用は、年齢制限がございません。例えば、お身体がお悪いお年寄りが利用される時、介助されるお若い方も一緒にデマンドタクシーに乗る場合もあろうかと思っております。

##### **【委員】**

参考のためにお尋ねしますが、中萩の方から、住友別子病院に行くという予約があった場合は、どのように行くのですか。

##### **【事務局】**

中萩から、住友別子病院につきましては、上部西エリアのエリア外ですので、デマンドで、別子病院までは、行くことができません。

##### **【委員】**

中萩の家から、近くのバス停までということですか。

##### **【事務局】**

住友別子病院まで行かれるということでしたら、デマンドタクシーで西の端か新居浜駅まで行っていただき、そこからバスか一般のタクシーに乗り継いでいただく方法になります。

##### **【委員】**

乗り継ぎまでの1回500円と、例えばバスに乗った場所から住友病院前までの料金がかかるということですか。

##### **【事務局】**

そうです。

## 【会長】

各委員さんから、他にご意見等もないようでございますので、最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

## 【事務局】

今回は、第1回会議でお示しました通り、パブリック・コメントの結果を受けて協議させていただきたいので、2月上旬を予定し、会長、副会長さんと日程を調整して、皆様にご案内したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

また、現在国においては、1月の通常国会で交通基本法の制定を予定しており、それに伴い、国庫補助制度の改正を検討されております。考え方としましては、移動権、移動する権利の保障をめざすという概念のもと、国の支援策を、これまでの期間限定の立ち上げ支援や事後的な補助等としていたものを抜本的に見直し、地域公共交通に係る予算を統合した上で、公共交通が地域特性に応じて効率的に確保・維持されるために必要な支援を総合的に行うというものとお聞きしています。

現在本協議会では、前回ご説明しました「地域公共交通活性化・再生に関する法律」に基づき、「地域公共交通活性化・再生総合事業」という国庫補助を想定した事務手続きを本協議会でいたしておりますが、新法、新制度に切り替わりますと、それに合わせた形の協議や手続きを行う必要がございます。現状では詳細が不明ですが、今回の会議の時点では、色々と情報が入ると思っておりますので、この点につきましても、今回の協議事項となると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

## 5. 閉会

### 【会長】

以上で、予定をいたしておりました事項をすべて終了いたしましたので、本日の会議は散会いたします。皆様ご苦勞様でした。

# 平成23年1月から試験運行スタート デマンドタクシー

運輸観光課  
☎ 65 - 1261  
☎ 65 - 1276

1月11日から新たな公共交通システムとして、乗り合いタクシーでの送迎サービス『デマンドタクシー』の試験運行を開始します。

## デマンドタクシーとは？

デマンドタクシーとは、利用者の呼び出し（デマンド）に応じて、セダン型のタクシーが利用者の自宅から運行エリア内の目的地まで、同じ時間帯の利用を希望した人と乗り合いで送迎するサービスです。

## 通常のタクシーのように予約して自宅から目的地まで移動できるのは、高齢者などに

利用者がいるような場所でも乗り降りしながらの運行になるので、目的地に決まらずに到着する場合は、時間的に余裕を持って利用していただくことになります。

## 導入する理由は？

現在、新居浜市では、路線バスの停留所から遠い地域が多く、市内の移動は自家用車に依存しています。しかし、高齢化の進行により、自家用車を利用できない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となっています。

## 誰が利用できるの？

今回の試験運行では、川東エリアでは荷内・阿島地域、上部東エリアでは船木地域、上部西エリアでは大生院・萩生地域にお住まいの人が利用できます。年齢などの制限はありませんが、既存のバス停留所から直線距離で300メートル以内にお住まいの人は、路線バスを利用していただくため、原則として利用できません。

## どこまで行けるの？

移動できる範囲は、それぞれのエリア内と新居浜駅までです。他エリアへの移動はできません。例えば、どの運行エリアにも属さない川西地区にある施設に行く場合は、新居浜駅などから路線バス、タクシーを利用することになります。また、行き先に指定できる施設は、各エリア内にある①交通結節点（バス停留所・駅・港）②医療施設（病院・診療所、歯科医院）③金融機関（銀行、金庫、農協、郵便局）④商業施設（各種小売店、飲食店、理美容室）⑤保育・教育施設（保育所、幼稚園、小・中・高校）⑥その他の公共施設に限定されています。

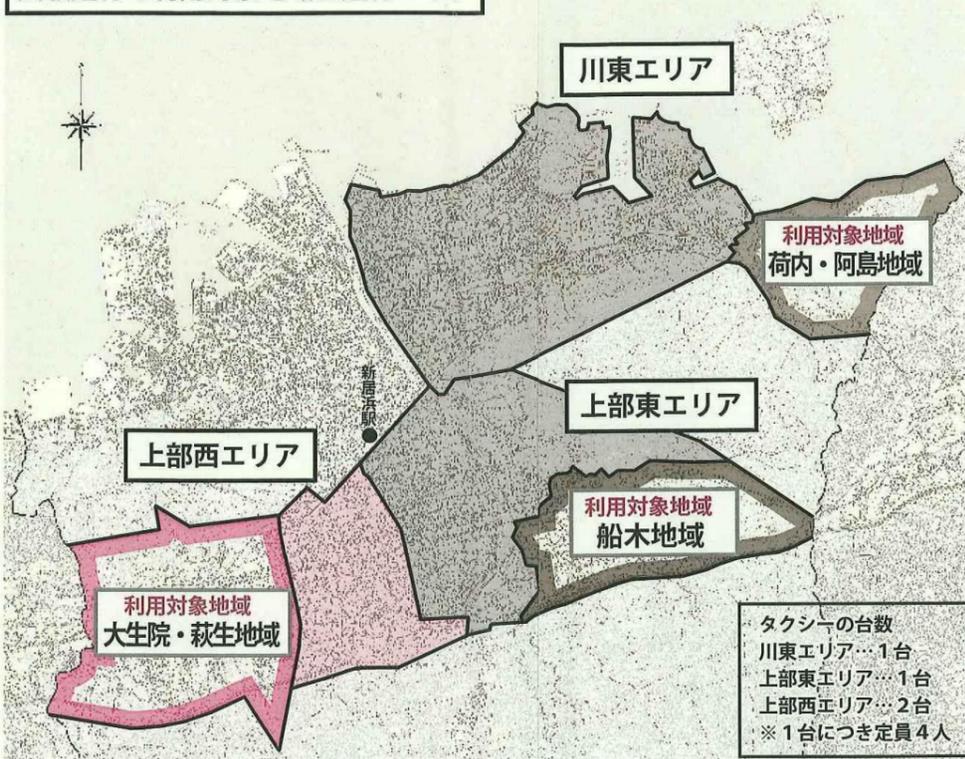
## 事前登録が必要ですか？

利用するためには、利用者の名前、住所などを記入した「利用登録票」を、利用予定日の2週間前までに提出してください。登録票の用紙は、運輸観光課と多喜浜、船木、大生院、

## 利用予約は1週間前から

利用する際は、新たに開設する予約センターへ、電話で予約してください（事前登録

## 試験運行の利用対象地域と運行エリア



## 《時刻表》

行き	帰り
1便 8:30	3便 11:00
2便 10:00	5便 14:00
4便 13:00	6便 16:00

※時刻表は、1番最初に乗る人の出発時刻を示しています。最後に乗る人の出発時刻は、最大で15分程度遅れる場合があります。

※土・日・祝日は運行しません。

## 《利用できる人の住所》

川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
【荷内・阿島地域】 阿島二丁目（1～3、8～9番を除く）、阿島三丁目、阿島四丁目、阿島、荷内町にお住まいの人	【船木地域】 船木、七宝台町にお住まいの人	【大生院・萩生地域】 大生院、萩生、大永山（出口）にお住まいの人

※上部エリアは、主要地方道新居浜・角野線で東西に分けています。

※各エリア内と、新居浜駅まで運行します。

※バス停留所から直線距離で300メートル以内にお住まいの人は利用できません。

## 《デマンドタクシーの利用方法》

### ① 事前登録

利用予定日の2週間前までに、「利用登録票」を提出して、登録証を受け取ります。

### ② 利用予約

予約センターへ電話で予約してください。（予約センターの電話番号は事前登録が完了した人にお知らせします）

❖ 予約受付時間…平日 8:30～16:00  
利用希望日の1週間前（同じ曜日）から受け付けます。

❖ 予約締め切り…午前中の便（1～3便）は前日の16時まで（月曜日の便は金曜日まで）。

午後の便（4～6便）は当日の11時まで。  
※定員になり次第予約を締め切ります。

～電話予約の例～  
「登録番号〇番の〇〇です。〇日の第〇便で、〇〇病院まで予約します。帰りは、第〇便で、〇〇病院から自宅まで予約します。」

### ③ 当日、ご自宅でお待ちください。

道路事情によって車両が進出できない場合は、自宅近くの進入できる場所から乗車していただきます。

をしていないと予約できません。予約センターの電話番号は事前登録が完了した人にお知らせします。予約は1週間前から受け付けますが、定員を超えての受け付けはできませんので、お早めにご予約ください。

利用料は1回500円

1回片道の利用が500円で、

小学生以下や障害者は半額です。未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料です。利用料金は、乗車するときに運転手にお支払いください。

試験運行の利用対象となる地域には、各自治会を通じて資料の配布もしくは説明会を行う予定です。

登録証（様式）

- サイズ 縦54mm×横172mm（二つ折りでカードサイズ）

<p style="text-align: center;"><b>★ご注意ください★</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土、日、祝休日は運行しません。また、予約センターも休みですのでご注意ください。</li> <li>・予約受付は、利用希望日の1週間前（同じ曜日）から、<b>1～3便は前日まで</b>（前日が休みの場合は前営業日まで）、<b>4～6便は当日の午前11時まで</b>受け付けます。ただし、乗車定員に達している場合、受付をお断りすることがあります。</li> </ul> <p><b>【問合せ先】新居浜市運輸観光課（65-1261）</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>新居浜市デマンドタクシー 登録証</b></p> <p><b>登録番号</b> _____</p> <p><b>お名前</b> _____</p>
---	---

<p style="text-align: center;"><b>新居浜市デマンドタクシー運行時刻表</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">行き</th> <th style="width: 50%;">帰り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>1便 8:30～</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>2便 10:00～</b></td> <td><b>3便 11:00～</b></td> </tr> <tr> <td><b>4便 13:00～</b></td> <td><b>5便 14:00～</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>6便 16:00～</b></td> </tr> </tbody> </table>	行き	帰り	<b>1便 8:30～</b>		<b>2便 10:00～</b>	<b>3便 11:00～</b>	<b>4便 13:00～</b>	<b>5便 14:00～</b>		<b>6便 16:00～</b>	<p style="text-align: center;"><b>デマンドタクシー 予約センター</b> (月～金 8:30～16:00 受付)</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p style="font-size: 2em; color: red;"><b>37-8801</b></p> </div>
行き	帰り										
<b>1便 8:30～</b>											
<b>2便 10:00～</b>	<b>3便 11:00～</b>										
<b>4便 13:00～</b>	<b>5便 14:00～</b>										
	<b>6便 16:00～</b>										

車両表示マグネットシート（様式）

- シートサイズ 縦300mm×横600mm
- 文字サイズ 「新居浜市」「デマンドタクシー」 縦70mm×横70mm  
「区域乗合」 縦100mm×横100mm



# 新居浜市地域公共交通総合連携計画書(案)

平成 2 3 年 ● 月

新 居 浜 市

## 目 次

はじめに 新居浜市の都市交通体系の経緯	・ ・ ・	2
1 公共交通（バス）の現状と課題	・ ・ ・	4
2 新居浜市地域公共交通総合連携計画の対象区域	・ ・ ・	6
3 新居浜市地域公共交通総合連携計画の基本方針	・ ・ ・	6
4 新居浜市地域公共交通総合連携計画の目標	・ ・ ・	6
5 事業の概要及び事業の実施主体	・ ・ ・	6
6 計画期間	・ ・ ・	1 2
7 法第 6 条に定める協議会の有無	・ ・ ・	1 2
8 法第 5 条第 6 項に定められている関係者との協議	・ ・ ・	1 2
9 法第 5 条第 5 項に定められている利用者の意見の反映	・ ・ ・	1 2

## はじめに 新居浜市都市交通体系の経緯

新居浜市では、国道11号新居浜バイパスの整備、新居浜駅前土地区画整理事業による道路整備など、交通基盤が着実に整備され、利便性の向上、渋滞緩和、安全性の確保が図られています。しかし、バス公共交通の空白地域が多く存在し、移動の手段が確保されていないこと等、解決しなければならない課題は数多く残っています。

さらに、時代が変化する中、新居浜市においても少子高齢化の進行、また、地球環境問題への対応など、都市や交通の環境も大きく変化しています。

そのため、平成21年3月に新居浜市都市交通マスタープランを策定して、20年後（平成40年度）を見据えた都市交通施策などを掲示し、今後、この施策に沿って事業を推進することにより、誰もが安心して便利に移動できる交通体系の確立を目指すことといたしました。

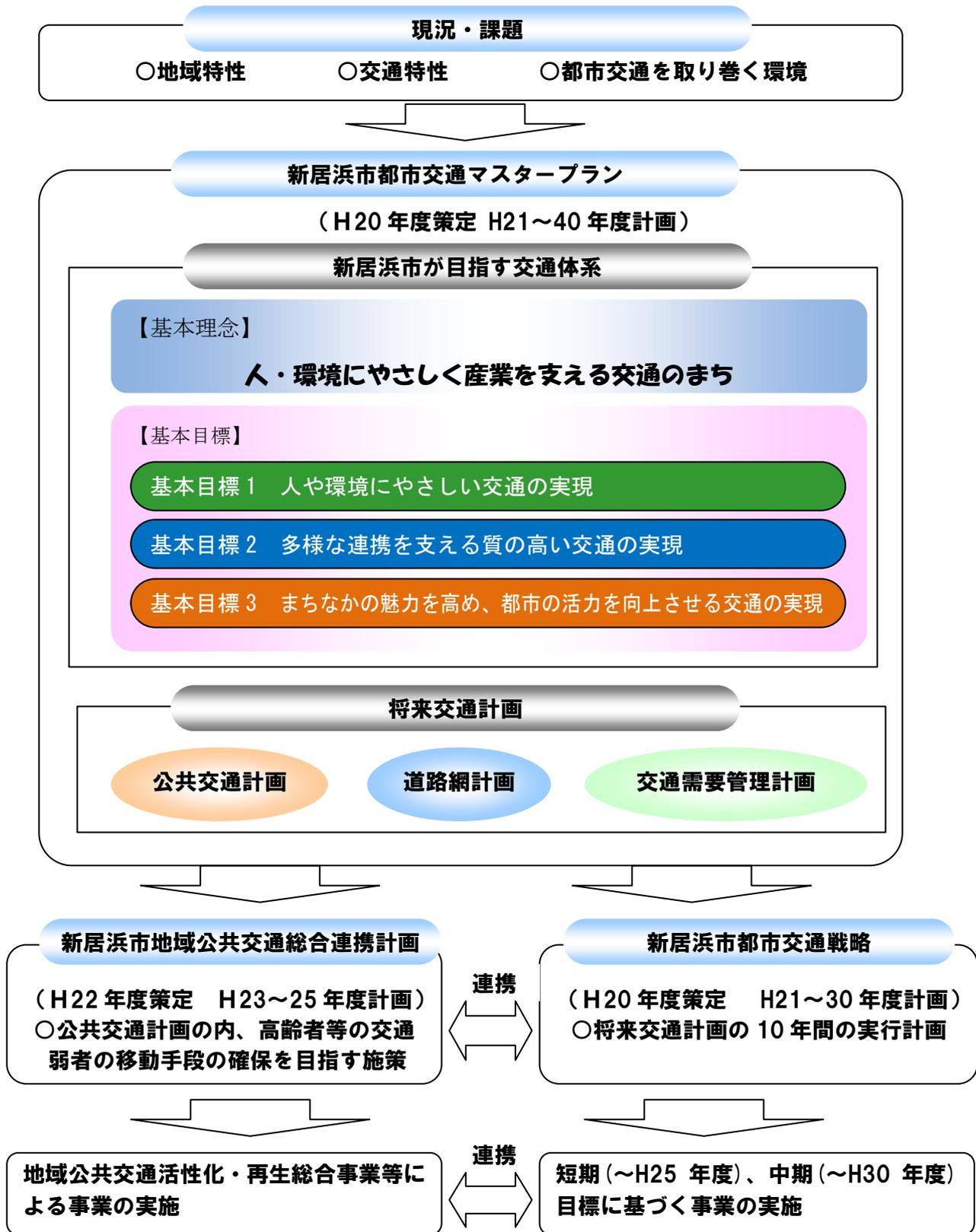
都市交通マスタープランでは、新居浜市が目指すべき交通体系の基本理念を「人・環境にやさしく、産業を支える交通のまち」とし、それを実現するために、「人や環境にやさしい交通の実現」「多様な連携を支える質の高い交通の実現」「まちなかの魅力を高め、都市の活力を向上させる交通の実現」という基本目標を定めて、公共交通計画、道路網計画、交通需要管理計画を立案しております。

また、都市交通施策については、行財政状況の変化、新たな都市交通課題の出現、地域住民や関係機関との調整などの社会状況の変化に柔軟に対応しながら、効率的かつ効果的に推進することが求められるため、都市交通マスタープランと合わせ、平成21年3月に、都市交通マスタープランで立案された都市交通施策の10年間（平成21年度～30年度）の実行計画となる、新居浜市都市交通戦略を策定し、重点的、効率的な施策展開を図っております。

なお、新居浜市地域公共交通総合連携計画は、新居浜市都市交通マスタープランにおいて立案された公共交通計画の内、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保を目指す施策を実現するため、地域公共交通活性化・再生に関する法律に基づいて作成するものです。

今後は、新居浜市都市交通戦略と連携を図りながら、本計画の推進により新たな公共交通の導入を図り、地域公共交通の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

新居浜市都市交通体系の経緯



# 1 公共交通（バス）の現状と課題

## (1) 新居浜駅～住友病院に集中するバス路線

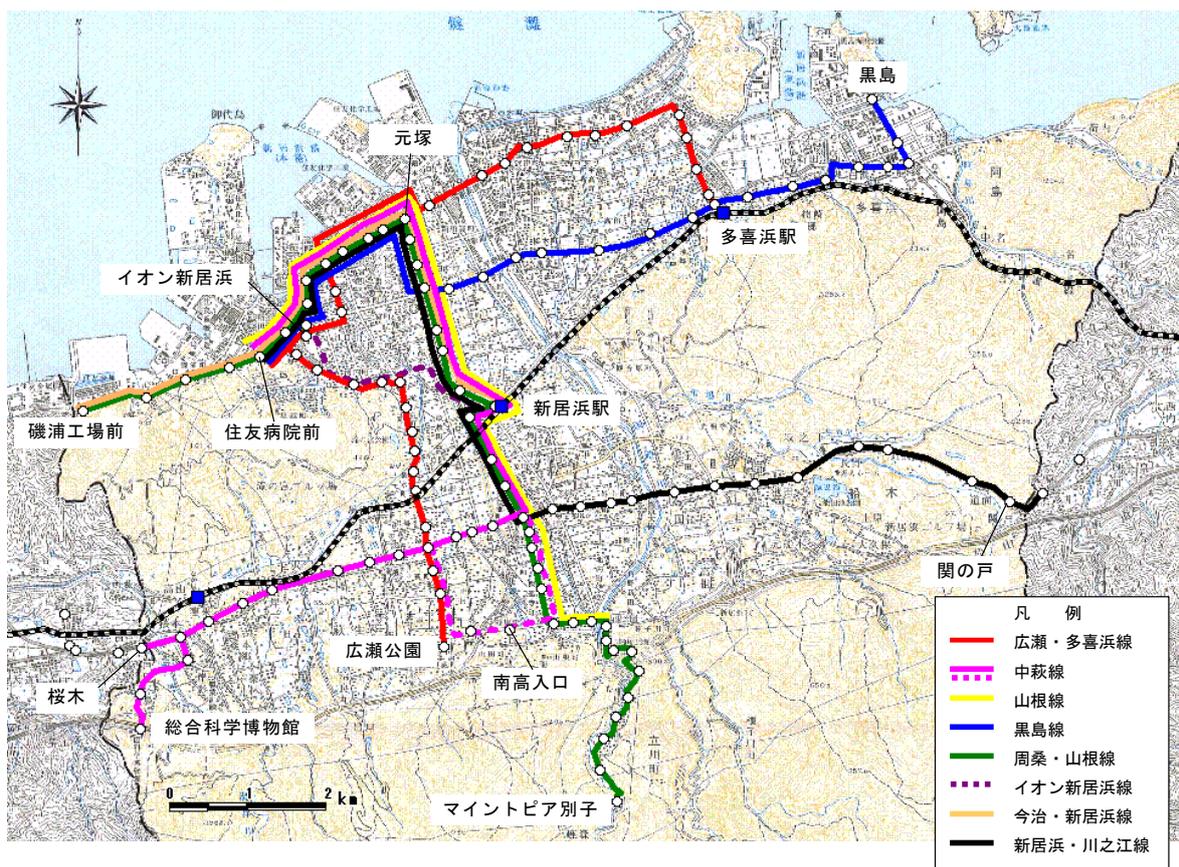
新居浜市内には、他市からの乗り入れ路線と市内のみの路線があり、大部分は民間バス事業者が運行し、新居浜駅と住友病院を結節点として、路線網が形成されています。

したがって、周辺部から、公共施設や病院・商業施設が集積している中心市街地に移動する場合、結節点である新居浜駅までのバス路線は便利とは言えませんが、新居浜駅から中心市街地内のバス路線は便数も多く、比較的利便性が高い状況にあります。

また、路線バスの利用者は、平成15年度の478千人から毎年減少しており、平成21年の利用者数は389千人となっています。

なお、民間バス路線のほか、平成18年4月からは、別子山地域バスが運行され、別子山地域から中心市街地までのバス路線が確保されています。

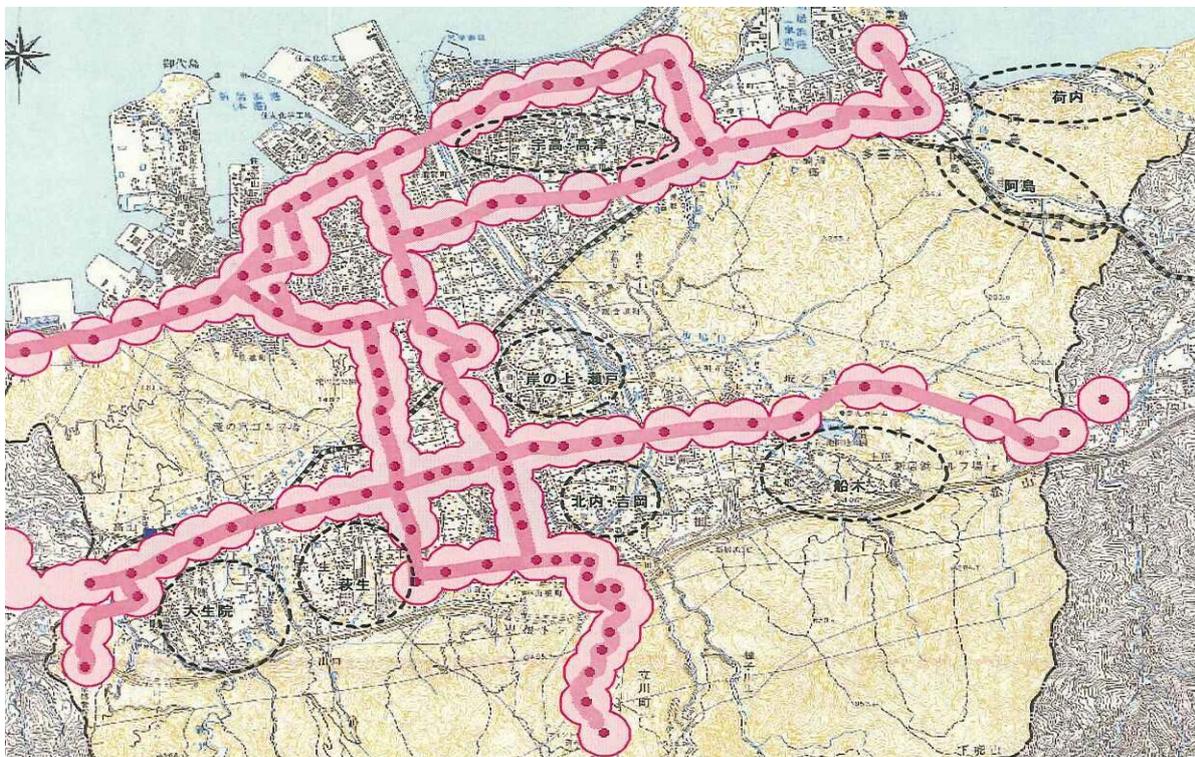
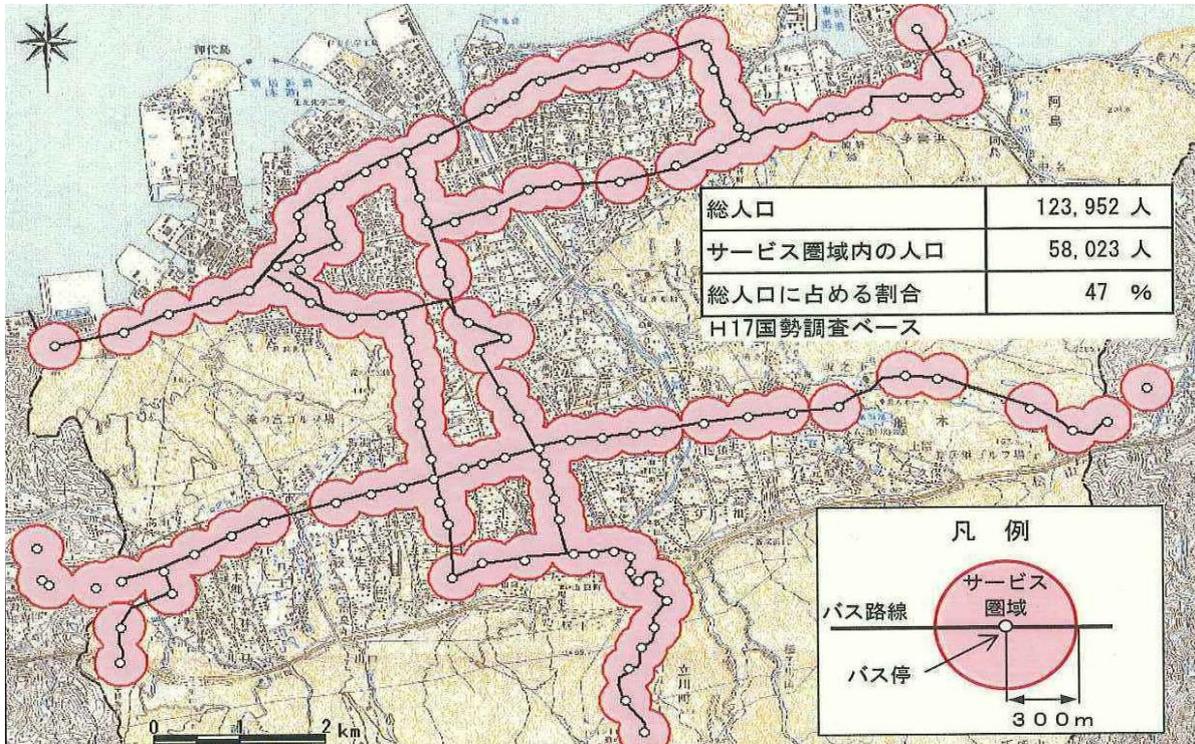
せとうちバス路線網



## (2) バス交通サービス圏域に住む市民は50%以下

路線バスのサービス圏域をバス停から300mとした場合、このサービス圏域の人口は市の総人口の約47%にあたります。

それ以外の地域をバス交通空白地域とすると、市内には、まとまった空白地域として、荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域などがあります。



## 2 新居浜市地域公共交通総合連携計画の対象区域

新居浜市地域公共交通総合連携計画の区域は、日常生活に関して形成される交通圏である新居浜市全域とします。

## 3 新居浜市地域公共交通総合連携計画の基本方針

現在、バス交通の利用できる地域は人口ベースで50%以下と低い割合となっており、市内の移動は自動車交通に依存しています。また、高齢化の進展により、今後、自動車利用のできない若しくはしない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となってくるのが明らかです。

これに対して、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを随時導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保することを目指します。

また、デマンド型乗り合いタクシーは、路線バスやタクシーを補完するもので、双方の中間に位置する公共交通として位置づけて共存を図ることとし、検討にあたっては、新居浜市地域公共交通活性化協議会などにより住民や交通事業者との協働で検討しながら進めていきます。

## 4 新居浜市地域公共交通総合連携計画の目標

バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを随時導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通を構築します。

## 5 事業の概要及び事業の実施主体

### (1) 事業の名称

新居浜市デマンドタクシーの実証運行

### (2) 事業の内容

タクシーの運行、予約センター運営、広報、表示、調査、検証

### (3) 実施期間

平成23年度～平成25年度

### (4) 実施主体

新居浜市地域公共交通活性化協議会

### (5) 事業の概要

平成23年度から25年度までの3年間で実証運行を実施し、平成26年度以降の本格運行実施を目指します。なお、実証運行中は、適宜見直しを行い、改善改良を加えていきます。

#### ①運行エリア

川東エリア、上部東エリア、上部西エリア

## ②運行形態

登録制、予約制、乗り合いでエリア内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型乗り合いタクシーとします。

## ③利用対象地域

平成23年度は、利用対象地域を一部地域（荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域）でスタートしますが、実証運行中に見直しを行い、平成24年度以降、利用対象地域の拡大（川東エリア、上部西エリア、上部東エリア全域）を目指します

## ④目的地として指定できる施設

- ・交通結節点（バス停留所・駅・港）、医療施設（病院・診療所、歯科医院）
- ・金融機関（銀行、金庫、農協、郵便局）
- ・商業施設（理美容室、各種小売店、飲食店）
- ・保育・教育施設（保育所、幼稚園、小・中・高校）
- ・公共施設（支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等）など
- ・その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設（新居浜駅など、エリア外を含めて設定します）

## ⑤運行日、運行時間帯

月曜日から金曜日までの平日 午前8時30分から午後5時まで  
（土・日曜・祝休日は運休）

## ⑥利用料金

大人（中学生以上）1回乗車 500円

小人（小学生以下）及び障害者は半額 250円

※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料

## ⑦利用方法

事前に利用登録を行い、電話予約により配車。

## ⑧運行台数

平成23年度は次の台数で運行をスタートしますが、利用実績及び利用対象地域の拡大などにより見直すこととします。

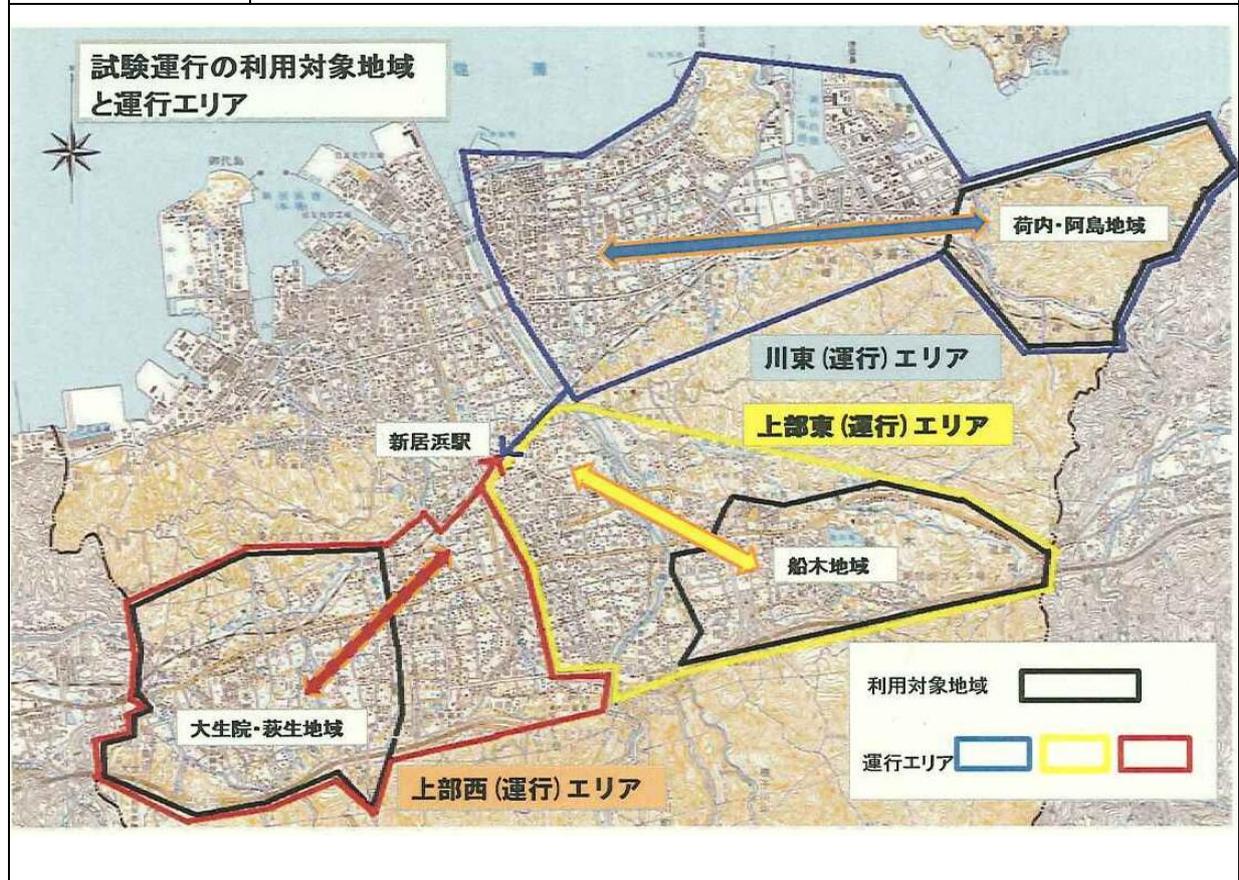
- ・川東エリア セダン型タクシー 1台
- ・上部東エリア セダン型タクシー 1台
- ・上部西エリア セダン型タクシー 2台

## ⑨運行受託予定者

道路運送法第4条に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたタクシー事業者により運行します。

平成23年度実証運行計画

名称	新居浜市デマンドタクシー		
エリア区分	川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
利用対象地域	<b>【荷内・阿島地域】</b> 阿島二丁目(1~3、8~9番を除く)、阿島三丁目、阿島四丁目、阿島、荷内町	<b>【船木地域】</b> 船木、七宝台町	<b>【大生院・萩生地域】</b> 大生院、萩生、大永山(出口)
運行エリア	多喜浜校区、神郷校区、垣生校区、浮島校区、高津校区	船木校区、泉川校区(主要地方道新居浜・角野線以東)、角野校区(主要地方道新居浜・角野線以東) ※立川町、種子川山を除く	大生院校区、中萩校区、泉川校区(主要地方道新居浜・角野線以西)、角野校区(主要地方道新居浜・角野線以西) ※立川町を除く
行き先として指定できる施設	①交通結節点 (バス停留所・駅・港) ②医療施設(病院・診療所、歯科医院) ③金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局) ④商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店) ⑤保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校) ⑥公共施設(支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等) ⑦その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設(新居浜駅等)		



運行日	週5日（月曜日から金曜日）※土・日曜・祝休日は運休		
運行時間帯	午前8時30分から午後5時まで		
利用料金	大人（中学生以上）1回乗車 500円 小人（小学生以下）及び障害者は半額 250円 ※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料		
運行事業者	道路運送法第4条に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたタクシー事業者		
運行車両	川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
	セダン型タクシー 1台 乗車定員4人	セダン型タクシー 1台 乗車定員4人	セダン型タクシー 2台 乗車定員8人
時刻表 (各エリア共通)	行き		帰り
	1便	8:30	
	2便	10:00	3便 11:00
	4便	13:00	5便 14:00
			6便 16:00
利用方法			
<p>1. 利用する方は、事前に利用登録（無料）が必要です。「利用登録票」を、利用希望日の2週間前までに、協議会事務局の市役所運輸観光課まで提出します。 登録票の用紙は、新居浜市役所ホームページからダウンロードできるほか、多喜浜、船木、大生院、中萩の各公民館に備え付けます。</p> <p>2. 利用者は、利用対象地区に居住する方です。年齢などの制限はありませんが、既存の路線バス停留所沿線（概ね停留所から直線距離300m内）に住む方は、路線バスを利用して頂くため、最寄りのバス停留所を利用して移動することが困難な方を除き、原則的に利用できないこととします。</p> <p>3. 登録後、協議会事務局から登録証を送付します。</p> <p>4. 予約センターで電話受付を行います。予約センターの受付時間は、平日の午前8時30分から午後4時までとします。（1月4日から受付開始予定） ※電話予約の例 「登録番号〇番の〇〇です。〇日の第〇便で、〇〇病院まで予約します。帰りは、第〇便で、〇〇病院から自宅まで予約します」</p> <p>5. 予約受付は、利用希望日の1週間前（同じ曜日）から受け付け、締め切りは、午前中の便（1～3便）は前日まで（前日が休みの場合は前営業日まで）、午後の便（4～6便）は当日の午前11時までとしますが、乗車定員に達した時点で、予約受付は終了することとします。</p> <p>6. 時刻表は、一番最初に乗る場所の出発時間を示していますので、二番目以降の場合は、最大15分程度到着時刻が遅れる場合があります。</p> <p>7. 利用日当日は、ご自宅でお待ちいただきますが、道路事情によって車両が進入できない場合は、自宅近くの進入できる場所から乗車していただくこととします。</p> <p>8. 利用料金は、乗車時に、運転手にお支払いいただくこととします。</p>			

運行エリア一覧

区分名	小学校区	住所・地番
川東エリア	多喜浜	楠崎一丁目(2番、4番(神郷小学校の区域を除く。))、多喜浜一丁目(1番から7番まで、8番(神郷小学校の区域を除く。))、9番、10番)、多喜浜二丁目、多喜浜三丁目、多喜浜四丁目(1番から7番まで、8番(神郷小学校の区域を除く。))、11番、12番)、多喜浜五丁目(1番から9番まで、10番(神郷小学校の区域を除く。))、11番、12番)、多喜浜六丁目、阿島一丁目、阿島二丁目、阿島三丁目、阿島四丁目、阿島、荷内町、黒島一丁目、黒島二丁目、黒島
	神郷	郷一丁目(2番から6番まで、8番から16番まで)、郷二丁目、郷三丁目、郷四丁目、郷五丁目(1番、3番から9番まで)、東雲町三丁目(9番)、清住町、落神町、又野一丁目、又野二丁目、又野三丁目、高田一丁目・高田二丁目(2番から5番まで)、田の上一丁目、田の上二丁目、田の上三丁目、田の上四丁目(1番から5番まで、10番から12番まで)、松神子一丁目、松神子二丁目、松神子三丁目、松神子四丁目、神郷一丁目、神郷二丁目、楠崎一丁目(1番、3番、4番33号から46号まで・60号から62号まで・65号・66号、5番から8番まで)、楠崎二丁目、多喜浜一丁目(8番1号から16号まで・56号から89号まで)、多喜浜四丁目(8番1号から11号まで・28号から53号まで、9番、10番)、多喜浜五丁目(10番1号から8号まで)、郷、郷乙
	垣生	垣生一丁目、垣生二丁目、垣生三丁目、垣生四丁目、垣生五丁目、垣生六丁目(2番から14番まで)、八幡一丁目(1番から8番まで)、八幡三丁目(2番、3番、4番(浮島小学校の区域を除く。))、9番(浮島小学校の区域を除く。))、10番(浮島小学校の区域を除く。))、長岩町、垣生
	浮島	松の木町(2番から13番まで)、宇高町四丁目、宇高町五丁目(10番、11番、14番、15番)、垣生六丁目(1番、15番)、八幡一丁目(9番から21番まで)、八幡二丁目、八幡三丁目(1番、4番4号から18号まで・36号・40号・43号、5番から8番まで、9番3号・39号から54号まで、10番38号から48号まで)
	高津	宇高町一丁目、宇高町二丁目、宇高町三丁目、宇高町五丁目(1番から9番まで、12番、13番)、沢津町一丁目、沢津町二丁目、沢津町三丁目、東雲町一丁目、東雲町二丁目、東雲町三丁目(1番から8番まで)、松の木町(1番)、高津町、清水町、南小松原町、桜木町、郷一丁目(1番、7番)、郷五丁目(2番)、高田二丁目(1番、6番)、田の上四丁目(6番から9番まで)

区分名	小学校区	住所・地番
上部東エリア	船 木	船木、七宝台町
	泉 川 ※主要地 方道新居 浜・角野線 以東	松木町(1番、2番の一部、3番の一部、5番から6番まで)、西喜光地町(2番の一部、3番、4番の一部、8番の一部、9番の一部)、喜光地町一丁目6番から14番まで)、松原町、坂井町三丁目、瀬戸町、寿町、星原町、上泉町、外山町、岸の上町一丁目、岸の上町二丁目、城下町(7番)、下泉町一丁目、下泉町二丁目、観音原町、東田一丁目、東田二丁目、東田三丁目、国領一丁目、光明寺一丁目、光明寺二丁目
	角 野 ※主要地 方道新居 浜・角野線 以東 ※立川町、 種子川山 を除く	喜光地町二丁目(3番から9番まで)、中西町、宮原町、中筋町一丁目、北内町一丁目、北内町二丁目、北内町三丁目、北内町四丁目、吉岡町、角野新田町一丁目、角野新田町二丁目、角野新田町三丁目、種子川町、角野
上部西エリア	大生院	大生院
	中 萩	萩生、横水町、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、中萩町、上原一丁目、上原二丁目、上原三丁目、上原四丁目、中村一丁目、中村二丁目(1番から15番まで)、中村三丁目(3番から11番まで)、中村四丁目(3番から9番まで、11番、15番から18番まで)、御蔵町(2番、3番)、中村松木一丁目、中村松木二丁目、土橋一丁目、土橋二丁目(1番から10番まで、13番、14番)、大永山(出口)
	泉 川 ※主要地 方道新居 浜・角野線 以西	松木町(2番の一部、3番の一部、4番)、西喜光地町(1番、2番の一部、4番の一部、5番から7番まで、8番の一部、9番の一部、10番から11番まで)、喜光地町一丁目(1番から5番まで)、
角 野 ※主要地 方道新居 浜・角野線 以西 ※立川町、 大永山を 除く	土橋二丁目(11番、12番、15番から17番まで)、中村二丁目(16番)、中村三丁目(1番、2番)、中村四丁目(1番、2番、10番、12番から14番まで)、御蔵町(1番、4番から13番まで)、喜光地町二丁目(1番から2番まで)、西泉町、西連寺町一丁目、西連寺町二丁目、篠場町、山田町、山根町、中筋町二丁目	

## 6 計画期間

平成23年度～平成25年度

## 7 法第6条に定める協議会の有無

有り

- ①設立年月日 平成22年11月9日
- ②名称 新居浜市地域公共交通活性化協議会
- ③構成員 新居浜市、新居地区旅客自動車協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、瀬戸内運輸株式会社、社団法人愛媛県バス協会、四国旅客鉄道株式会社、愛媛県東予地方局建設部、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、新居浜警察署、新居浜市連合自治会、新居浜市老人クラブ連合会、新居浜市女性連合協議会、新居浜市社会福祉協議会、新居浜商工会議所、新居浜市医師会、瀬戸内運輸労働組合、国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局

## 8 法第5条第6項に定められている関係者との協議

新居浜市地域公共交通活性化協議会における協議

- ①平成22年11月9日 第1回会合  
地域公共交通活性化・再生総合事業について
- ②平成22年12月14日 第2回会合  
新居浜市地域公共交通総合連携計画（案）について協議
- ③平成●●年 ●月●●日 第3回会合  
新居浜市地域公共交通総合連携計画（案）について協議

## 9 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

- ①新居浜市地域公共交通活性化協議会に、住民、地域公共交通の利用者、関係する公共交通事業者、道路管理者、警察署等が参画して、意見を反映。
- ②利用対象者に対して「新たな公共交通の導入に関する調査」を実施して、計画作りに反映。  
※平成21年9月～12月、市内のバス公共交通空白地域のうち、中心市街地から離れている荷内・阿島、船木、大生院・萩生地域の25自治会で訪問調査。  
(訪問世帯数2,614 調査世帯数1,498 調査率57.3%)
- ③新居浜市地域公共交通総合連携計画（案）について、市ホームページ、市内公共施設で公表し、パブリック・コメントを平成23年1月4日から平成23年1月28日まで行い、●件の意見が寄せられた。